

令和5年度鞍手町議会第6回定例会会議録（第4号）						
令和5年12月19日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議			議長			
令和5年12月19日 午後1時00分			的野信之			
閉会開議			議長			
令和5年12月19日 午後2時16分			的野信之			
出席及び欠席議員						
議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別	
1	許斐英幸	出	11	栗田美和	出	
2	田中二三輝	出	12	西藤典子	出	
3	星正彦	出	13	篠原哲哉	出	
4	宇田川亮	出				
出席 13人	5	野口美恵子	出			
欠席 0人	6	新谷留晴	出			
欠員 0人	7	的野信之	出			
	8	石井大輔	出			
	9	許斐潤一郎	出			
	10	有働徳仁	出			
会議録署名員	8	石井大輔	9	許斐潤一郎		

職務出席	議会事務局 局長	広瀬真一	出	議会事務局 次長	加藤優	出													
地方自治法 第121条 により説明	町長	岡崎邦博	出	副町長	浅野彩	出													
	教育長	外園哲也	出	会計課長	武谷朋視	出													
	総務課長	高橋奈美江	出	都市整備課長	西生卓矢	出													
	福祉人権課長	田鶴原竜二	出	まちづくり課長	柴田隆臣	出													
出席者の 職氏名	税務保険課長	石田克	出	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	梶栗恭輔	出													
	管財課長	石田正樹	出	上下水道課長	神谷徹	出													
	健康こども課長	沼野葉子	出	教育課長	森永健一	出													
	住民環境課長	大村俊夫	出																
	議案番号	第64	第65	第66	第67	第68	第69	第70	第71	第72	第73	第74	第75	第76	第77	第78	第79	意見書	陳情
委員名																			
許斐英幸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田中二三輝	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
星正彦	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宇田川亮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
野口美恵子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新谷留晴	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石井大輔	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
許斐潤一郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
有働徳仁	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栗田美和	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西藤典子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
篠原哲哉	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議事日程	別紙のとおり																		
付議事件	別紙のとおり																		
会議経過	別紙のとおり																		

## 令和5年 第6回 鞍手町議会定例会議事日程

12月19日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案の訂正  
議案第67号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第69号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第70号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第72号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第73号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第77号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定 (民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第78号 民事調停の申し立て (民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第66号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第68号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例 (総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第71号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算 (第5号) (総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第74号 令和5年度鞍手町下水道事業会計補正予算 (第2号) (総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第75号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の課税免除 (総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第79号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算 (第6号) (総務文教委員長報告)
- 日程第14 議案第67号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第76号 博物館別館建設事業 (仮称) 博物館別館石炭資料展示室展示工事  
請負契約の締結 (総務文教委員長報告)
- 日程第16 意見書第1号 福岡県介護保険広域連合における介護保険料の引き下げ等を求める意見書
- 日程第17 陳情第6号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択についての陳情書 (民生産業委員長報告)
- 日程第18 閉会中の継続事件

令和5年12月19日 12月定例会閉会。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

1番	許斐英幸	2番	田中二三輝	3番	星正彦
4番	宇田川亮	5番	野口美恵子	6番	新谷留晴
7番	的野信之	8番	石井大輔	9番	許斐潤一郎
10番	有働徳仁	11番	栗田美和	12番	西藤典子
13番	篠原哲哉				

2 欠席議員は次のとおりである

なし

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

まず初めに、町長から議案第67号、鞍手町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について訂正の申出がありました。

ここでお諮りします。

町長からの申出を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、町長からの、議案第67号の訂正についての発言を許可することに決定いたしました。ただいま議題となっております本件について、議案訂正の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

議長より発言の許可をいただきましたので、議案第67号 鞍手町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の訂正内容についてご説明させていただきます。

12月6日に提出させていただきました議案第67号は、本則において、期末手当、勤勉手当の率、給与表の改正を行い、附則において施行期日を規定しております。給与表の改正は、令和5年4月1日に遡及する規定を設けておりましたが、職員及び議員を含めた特別職の期末手当並びに職員の勤勉手当の率の改定について、令和5年12月1日に遡及する規定を設けていなかったため、議案第67号を訂正するものであります。

以上が議案第67号 鞍手町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の訂正理由であります。

議員の皆様には、委員会終了後に議案を訂正することになり、大変ご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。今後はこのようなことがないように、細心の注意を払ってまいります。

○議長（的野信之君）

これから質疑を行います。

議案第67号の議案訂正について、質疑はありませんか。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番（宇田川亮君）

今回訂正、今議会で2回目ですよ。しかも、この訂正については、先ほど町長言われましたように、委員会審査はもう終わった後の訂正という形になっています。そのたびに議運を開かないといけないんですよ。議運の場にも、執行部誰1人出席しなくて、こういう理由で訂正させてもらいますとか、いうそういったことも一言もなしにだいたい議会をどういうふうと考えてあるんでしょうか。毎回、議案訂正するたびに、今後このようなことはないようにしますと言いながら、何回も何回も、訂正が出てくる。特に今議会は2回目ですよ。もう少し反省の色、それから議会に対してのしっかりした謝罪等を行うべきじゃないですか。もう一度お願いします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

先ほど宇田川議員からご指摘がありましたように、今議会2回の訂正をさせていただくこととなりました。それにつきましては、本当に申し訳なく思っておりますし、心より反省をしております。職員についても、複数の職員が議案については、目を通

し返しておりますが、今回2回のミスをしてしまいました。本当に申し訳なく思っておりますし、今後このようなことがないようにということで言われましたが、より丁寧により厳正に議案については、職員が丁寧に再度確認をするように、させるようにいたします。そしてまた今回、議運につきましては、議会事務局また議長とのすり合わせがうまくいなくて、執行部が出席を見合せてしまったこと、これについても改めてお詫びを申し上げます。このようなことがないように、十分に議会事務局そしてまた議長、そして執行部とすり合わせ、議員の皆様にご不快な思いをさせないように十分注意を払ってまいりますので、よろしくお祈りいたします。今回は誠に申し訳ございませんでした。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

それで、議案の中身というよりも、実際、今コロナ禍から、物価高騰の問題だとか、いろいろ業務量も相当増えてきているというふうに考えていますけども、そういった中で、職員の数が本当に足りているのだろうか。そういうふうに疑問を持つわけですよ。それも含めてね、ぜひ見直していただきたい。

質問しますが、今回の訂正において、この一部附則に条文を追加するということがありますけれども、これがあるのとないとの違い、なぜ追加するのかというのを、もう少し丁寧に説明してください。

(総務課長 高橋奈美江君、挙手して発言を求める)

○総務課長(高橋奈美江君)

お答えいたします。

今回につきましては、本当に大変ご迷惑かけて申し訳ございませんでした。

それでは、説明をさせていただきます。

今回の訂正につきましては、附則の第1条に第3項を追加するものです。附則第1条では、本則第2条の改正内容の期末手当、勤勉手当の支給割合について、令和6年4月1日から適用とするものです。附則第1条第2項においては、給料表は令和5年4月1日から適用とするものですが、今回、附則第1条第3項に追加する内容は、引上げられた期末手当及び勤勉手当の適用を令和5年12月1日とする附則の条文の追加でございます。この条文を追加しない場合に、このままでいきますと基準日を本年12月1日に遡及されないので、従来の方で既に支給していた期末勤勉手当のまま新しい方で計算し直した差額が支給されないというふうな形になります。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第67号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより委員会審査のため、しばらく休憩します。

—— 休憩 13時09分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 13時20分 ——

#### ○議長（的野信之君）

会議を再開します。

これより日程に入ります。

日程第2 議案第69号から日程第7 議案第78号までの6件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

(13番 篠原哲哉君、挙手して発言を求める)

#### ○13番（篠原哲哉君）

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第69号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第70号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第72号 令和5年度鞍手町国民保険事業特別会計補正予算第2号

議案第73号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号

議案第77号 鞍手駅関連施設の指定管理の指定

議案第78号 民事調停の申立て

本委員会は12月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第69号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第70号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第72号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第73号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第77号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第78号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第69号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第70号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第72号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第73号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第77号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第78号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第69号、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第69号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号 鞍手町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第70号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号 鞍手駅関連施設の指定管理者の指定を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号 民事調停の申立てを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第8 議案第66号から日程第15 議案第76号までの8件を一括して議題とします。本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

## ○6番(新谷留晴君)

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第66号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例

議案第68号 鞍手町手数料条例の一部を改正する条例

議案第71号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算第5号

議案第74号 令和5年度鞍手町下水道事業会計補正予算第2号

議案第75号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の課税免除

議案第79号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算第6号

本委員会は、12月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第67号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の訂正について。

本委員会は、12月13日及び本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第76号、博物館別館建設事業（仮称）博物館別館石炭資料展示室展示工事請負契約の締結。

本委員会は12月13日付託された。上記の議案を審査の結果、原案を同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### ○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第66号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第68号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第71号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第74号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第75号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第79号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第67号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第66号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第68号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第71号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第74号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第75号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第79号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第67号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第66号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号鞍手町手数料条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号 令和5年度鞍手町下水道事業会計補正予算第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の課税免除を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算第6号を採決します。本案

に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号 博物館別館建設事業。。。。

ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 1 3 時 4 1 分 ——  
~~~~~〇~~~~~  
—— 再開 1 4 時 0 7 分 ——

#### ○議長（的野信之君）

会議を再開します。

議事日程に訂正がありましたので、修正したものをお手元のタブレット端末機に送信していますのでご確認ください。大変不手際がありご迷惑をおかけいたしました。

次に、議案第67号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

(議案第76号の質疑及び討論を行っていなかったため)

次に、議案第76号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第76号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第76号 博物館別館建設事業（仮称）博物館別館石炭資料展示室展示工事請負契約の締結を採決します。本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

よって議案第76号は委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。

日程第16 意見書第1号を議題とします。

提出者を代表して、6番議員 新谷 留晴議員に趣旨説明をお願いします。

（6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める）

#### ○6番（新谷留晴君）

意見書第1号を提案します。

意見書第1号 福岡県介護保険広域連合における介護保険料の引下げ等を求める意見書。

別紙、意見書案を提出する。

令和5年12月19日提出。

提出者 鞍手町議会議員 新谷留晴、同じく篠原哲哉。

提案理由 地方自治法第99条並びに鞍手町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提案する。

#### ○議長（的野信之君）

お諮りします。

意見書第1号は、質疑、討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書第1号は質疑、討論を省略します。

これから、採決を行います。

意見書第1号 福岡県介護保険広域連合における介護保険料の引下げ等を求める意見書を採決します。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

よって意見書第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17 陳情第6号を議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

(13番 篠原哲哉君、挙手して発言を求める)

○13番(篠原哲哉君)

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第6号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択についての陳情書

本委員会は12月6日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。

○議長(的野信之君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第6号 年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択についての陳情書を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって陳情第6号は採択されました。

次に進みます。

日程第18 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から、目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元のタブレット端末機に送信しているとおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和5年第6回定例会を閉会します。

~~~~~○~~~~~

—— 閉会 14時16分 ——

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長           的野信之          

議員           石井大輔          

議員           許斐潤一郎